

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び取手市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和6年12月13日

取手市議会議長 岩澤 信 殿

発議者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 加増 充子

提案理由

本条例の目的にあるとおり、高等教育の機会均等を図るため、奨学生の資格については、親権者等が市税その他の諸納付金のうち規則で定めるものを滞納しているか否かを問わないよう修正提案するものです。

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第2条第1号の改正規定を削る。

付則第2項を削り，付則第1項の見出し及び項番号を削る。